

大分大学学生表彰に関する申合せ

平成18年4月1日制定

大分大学学生表彰規程（平成18年規程第75号。以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、学生等の表彰に関する手続の適正化及び透明化を図る必要があることから、次の申合せを行う。

1 表彰の基準について

(1) 規程第3条第1号に該当する者

ア 学部生

① 各学部は、各年度において卒業する学生の中から、原則として1人の成績優秀者を推薦することができる。

なお、成績優秀者を選定する方法は、各学部の判断とする。

② 成績優秀者とはならなかったが、所属学部の専門領域において国内外の学界で高く評価される研究実績を挙げた者については、表彰の候補者として推薦することを妨げない。

イ 大学院生

① 各研究科は、各年度において修了する大学院生の中から、課程ごとに原則として1人の成績優秀者を推薦することができる。

② 大学院生の推薦は、学業成績及び研究業績（学位論文、研究発表等）により行う。

(2) 規程第3条第2号に該当するもの

次のいずれかに該当したと認められる学生等とする。

① 国際的又は全国規模の学会から賞を受けたもの

② 学会誌等に掲載され、特に高い評価を受けたもの

③ その他これらに準じた学会等において高い評価を受けたもの

(3) 規程第3条第3号に該当するもの

ア 体育系の課外活動における成績は、次のいずれかに該当したと認められる学生等とする。

① オリンピック、世界選手権、アジア大会等の権威ある国際レベルの競技会に出場し優れた成績を収めたもの及びそれに準ずるもの

② 国民体育大会、日本選手権等の権威ある国内最高レベルの競技会に出場し最も優れた成績を収めたもの及びそれに準ずるもの

③ 体育活動でオリンピック、世界選手権、アジア大会等の権威ある国際レベルの競技会に日本代表として出場したもの

④ 国際規模の競技会に出場し、優れた成績を収めたもの及びそれに準ずるもの

⑤ 全国規模の競技会に出場し、最も優れた成績を収めたもの及びそれに準ずるもの

⑥ 全国規模の競技会での入賞者及びそれに準ずるもの

⑦ ブロック規模（九州地区及び九州地区を含む複数の地区が合同で行う大会）の競技会での優勝者及びそれに準ずるもの

イ 文化系の課外活動における成績は、次のいずれかに該当したと認められる学生等とする。

① 権威ある国際レベルのコンクール等で高い評価を得たもの及びそれに準ずるもの

② 権威ある国内最高レベルのコンクール等で最も高い評価を得たもの及びそれに準ずるもの

③ 権威ある国際レベルのコンクール等に日本代表として出場したもの

④ 国際規模のコンクール等に出場し、高い評価を得たもの及びそれに準ずるもの

⑤ 全国規模のコンクール等に出場し、最も高い評価を得たもの及びそれに準ずるもの

⑥ 全国規模のコンクール等での高い評価を得たもの及びそれに準ずるもの

⑦ ブロック規模（九州地区及び九州地区を含む複数の地区が合同で行う大会）のコンクール等での最も高い評価を得たもの及びそれに準ずるもの

なお、学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、その団体を表彰するものとする。ただし、表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与できるものとする（例えば、団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は、学生団体の表彰とともにその競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。）。

- (4) 規程第3条第4号に該当するもの
次のいずれかに該当したと認められる学生等とする。
- ア ボランティア活動等において、顕著な活動が認められたもの
 - イ 人命救助、犯罪防止又は災害防止に貢献したもの
 - ウ その他同等以上の表彰に値する行為等が認められたもの

なお、国内外の公的機関等による表彰の有無及び新聞等による報道の有無は、あくまでも参考にとどめ、表彰の絶対的基準とはしないものとする。

- (5) 規程第3条第5号に該当するもの
その行為等が社会的に高く評価され、本学学生の模範となりうるものとする。
- (6) 重複表彰
重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された学生等に再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うものとする。

2 推薦について

規程第3条第3号の推薦は、理事（教育担当）が学生を構成員とする団体の顧問教員等と協議して行なうものとする。

3 公表について

表彰を受けた学生等の公表は、個人情報の保護を配慮して本学広報誌等に掲載することにより行う。

付 記

この申合せは、平成19年4月26日から実施する。